

五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、燃料費高騰の影響を受けている運送事業者等の町内事業者を支援するため、当該年度の予算の範囲内において、指定する事業を営む法人又は個人事業者に対し、五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 支援金の交付対象事業は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）で分類される次の各号に定めるもののほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項に規定する自家用有償旅客運送とする。

- (1) 道路貨物運送業（日本標準産業分類 H44）
- (2) 一般乗用旅客自動車運送業（日本標準産業分類 H432）
- (3) 自動車運転代行業（日本標準産業分類 N7999）
- (4) 一般乗合旅客自動車運送業（H431）

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること
- (2) 前条で定める交付対象事業を営む事業所を町内に有し、支援金申請時点で町内において交付対象事業の営業実態があり、支援金受給後も事業を継続する意思があること
- (3) 交付対象事業を営む者（法人にあっては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (4) 申請日時点において納期限を迎えた町税に滞納がないこと
- (5) 五戸町建設事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年五戸町告示第136号）の規定による支援金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、交付することができる。

(交付対象車両)

第4条 支援金の算定対象となる交付対象車両は、化石燃料を使用して自ら走行し、車検証に記載された有効期間の満了する日が支援金申請年度の4月1日以降であり、かつ、支援金申請年度の4月1日時点において申請者が当該車両の使用人であるものであるほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第4号の交付対象事業にあっては、緑地に白文字の自動車登録番号標（以下「緑ナンバー」という。）又は黒地に黄文字の車両番号標（以下「黒ナンバー」という。）の車両をいう。

(2) 第2条第3号の交付対象事業にあつては、自動車運転代行業の随伴用自動車をいう。

(3) 第2条本文中の自家用有償旅客運送にあつては、自家用有償旅客運送に用いる車両をいう。

2 申請時点で休車している車両は交付対象車両の対象外とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象車両の台数に別表の金額を乗じた額とする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(支援金の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、町が別途定める期間までに、五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 現に交付対象事業に係る許可等を受けている又は届出をしていることが分かる書類の写し

(2) 五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付対象車両一覧(様式第2号)

(3) 交付対象車両全てに係る自動車検査証記録事項の写し

(4) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があつた場合は、内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付決定通知兼確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた場合は、その決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(令和4年 五戸町告示第135号)

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

附 則(令和8年 五戸町告示第70号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年 五戸町告示第89号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 交付対象車両 | 1台あたりの金額 |
|----------------------------|----------|
| 道路貨物運送業の用に供する車両（緑ナンバー） | 60,000円 |
| 道路貨物運送業の用に供する車両（黒ナンバー） | 30,000円 |
| 一般乗用旅客自動車運送業の用に供する車両（タクシー） | 30,000円 |
| 自動車運転代行業の用に供する車両 | 30,000円 |
| 一般乗合旅客自動車運送業の用に供する車両（バス） | 60,000円 |
| 自家用有償旅客運送の用に供する車両 | 30,000円 |